

第 3 回 評議員会

平成 2 1 年 1 0 月 1 9 日

小野寺事務局長 事務局長の小野寺でございます。

今回の評議員会の運営につきましてお諮りをしたいと思います。

本評議員会の議長につきましては、ご出席の評議員の皆様の中で互選により定めることとなっておりますが、議長を江口評議員に引き続きましてお務め頂くということによろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野寺事務局長 それでは、これからの進行は江口評議員にお願い致したいと思います。よろしくお願い致します。

江口議長 本日は、評議員の皆様には大変お忙しいところ、ご出席頂きましてありがとうございます。

本日審議をして頂く予定は、大変多うございますので、何分よろしくお願い申し上げます。なお、8月の理事会で新たに赤羽評議員、久保評議員が選出されております。本日ご出席頂いておりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

自己紹介省略

江口議長 初めに定足数の確認を行います。事務局から報告をお願い致します。

小林経営課長 評議員の現在数16名、定足数11名のところ、現在13名の方のご出席を頂いております。残りの2名の方からは書面表決を頂いておりますので、15名のご出席があるということで定足数に達しております。従いまして本評議員会は、有効に成立していることをご報告致します。

江口議長 事務局の報告どおり、評議員会は有効に成立しております。

ただ今から、平成21年度第3回財団法人新宿区生涯学習財団評議員会を開催致します。議事録署名人の選出を行います。

本日は、雨宮評議員と中澤評議員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 では、お2人、よろしくお願い申し上げます。

議事に入る前に、事務局から報告がございます。お願いします。

小野寺事務局長 それでは、事務局から1点ご報告を申し上げます。

今日、今年度初めて評議員会にご出席の方がいらっしゃいますので、若干経緯に触れながら報告をさせて頂きたいと思います。

私共生涯学習財団は、財団法人新宿文化・国際交流財団と機能統合をし、加えて昨年12月1日に施行されました新法に基づく公益財団法人になるべく、この間準備を進めてまいりました。新しい法律の要請に従い、過日5月の評議員会理事会において、寄附行為の変更とあわせて、新法施行後の最初の評議員の選定方法、並びに評議員選定委員会の設置規程等につきまして議決をして頂きました。寄附行為の変更については6月15日付に申請し、6月29日で認可を受けました。また、最初の評議員の選定委員会の設置規程の施行につきましても、7月21日付で認可を受けたところでございます。

その後8月の評議員会、理事会の場において、理事の皆様や評議員の皆様にご推薦を頂きました最初の評議員の選定につきまして、選定委員会を開催し、本日お配りの名簿のとおり選定をされましたので報告をさせていただきます。

この選定委員会につきましては、9月18日に外部委員を含む5名の選定委員の皆様によって選定作業が行われたところでございます。評議員会、理事会から、合計21名の方の推薦を頂きましたが、その後ご本人1名からその推薦等につき固辞されるという旨の意見が、事務局に提出されました。

残り20名につきまして選定委員会の中で選定作業を進めて頂きましたところ、今後の新規事業に取り組むために、その分野で詳しい方等の補充も必要になるのではないかという意見等が出され、定数は20名ですが、新しい需要に応えるためにもその枠を残した結果、19名の方の選定を行いたいということで選定されたものが、今回の名簿でございます。

雑駁でございますが、最初の評議員の就任予定者の名簿等につきまして、選定の経緯についてご報告をさせていただきます。以上でございます。

江口議長 では、これより議事に入ります。

諮問第9号 - (1 - 12)の理事の選任(案)について議題に供しますが、これらにつきましては、それぞれ採決致しますけれども、説明は一括して行います。

まず事務局の説明を受けます。事務局、お願いします。

資料内容についての説明省略

江口議長 説明は終わりました。ご意見、ご質問のある方はお願い致します。

では、特にご発言がないようですので、質疑を終了致しまして順次採決をしていきたいと思っております。

諮問第9号 - 1について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 ありがとうございます。異議なしと認め、諮問第9号 - 1の理事の選任は原案どおり決定致します。

続いて、諮問第9号 - 2について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 異議なしと認め、諮問第9号 - 2の理事の選任は原案どおり決定致しました。

次に、諮問第9号 - 3につきまして原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 異議なしと認め、諮問第9号 - 3の理事の選任は原案どおり決定致します。

次に、諮問第9号 - 4について原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 異議なしと認め、諮問第9号 - 4の理事の選任は原案どおり決定致します。

次に、諮問第9号 - 5について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 異議なしと認め、諮問第9号 - 5の理事の選任は原案どおり決定致します。

次に、諮問第9号 - 6について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 異議なしと認め、諮問第9号 - 6の理事の選任は原案どおり決定致します。

次に、諮問第9号 - 7につきまして原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 異議なしと認め、諮問第9号 - 7の理事の選任は原案どおり決定致します。

次に、諮問第9号 - 8について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 異議なしと認め、諮問第9号 - 8の理事の選任は原案どおり決定致します。

次に、諮問第9号 - 9について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 異議なしと認め、諮問第9号 - 9の理事の選任は原案どおり決定致します。

次に、諮問第9号 - 10について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 異議なしと認め、諮問第9号 - 10の理事の選任は原案どおり決定致しました。

次に、諮問第9号 - 11について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 異議なしと認め、諮問第9号 - 11の理事の選任は原案どおり決定致します。

次に、諮問第9号 - 12について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 異議なしと認め、諮問第9号 - 12の理事の選任は原案どおり決定致しました。

以上が第9号関係でございますが、異議なしということで原案どおり決定致します。

では、次に、諮問第10号 - (1 - 3)の監事の選任(案)について、一括して事務局の説明を受けます。お願いします。

資料内容についての説明省略

江口議長 説明は終わりました。ご意見、ご質問のある方はお願い致します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 では、ご発言がなければ質疑を終了致します。お諮り致します。

諮問第10号 - 1について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 異議なしと認め、諮問第10号 - 1の監事の選任(案)は原案どおり決定致します。

次に、諮問第10号 - 2について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 異議なしと認め、諮問第10号 - 2の監事の選任(案)は原案どおり決定致します。

次に、諮問第10号 - 3について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 異議なしと認め、諮問第10号 - 3の監事の選任(案)は原案どおり決定致します。

では、次に諮問第11号の会計監査人の選任(案)について事務局の説明を受けます。お願いします。

資料内容についての説明省略

江口議長 説明は終わりました。ご意見、ご質問のある方はお願い致します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 ご発言がなければ質疑を終了致します。お諮りします。

諮問第11号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 異議なしと認め、諮問第11号の会計監査人の選任は原案どおり決定致します。

次に、諮問第12号の顧問の選任(案)について事務局の説明を受けます。

資料内容についての説明省略

江口議長 説明は終わりました。ご意見、ご質問のある方はお願い致します。

雨宮評議員 雨宮です。

定款の1 - 8のところでも名誉会長、顧問制度というのがありますが、今の財団に名誉顧問制度はありますか。

小野寺事務局長 現在の寄附行為上はございません。

雨宮評議員 今回の顧問制度、今説明がありましたが、従来の理事をやられていた方がなるということで、私達が頂いた資料には観光協会の会長が入っていましたけれど、それが今回3名になったというのはどういうことなのかわかりませんが、余りそういう顧問制度とかというものについては、私は必要ないのではないかと思います。

理事会があり評議員会があり、その中できちっと議論されれば、私はそれでいいのではないかと、顧問とかいう制度は置かない方が、透明性が出ていいのではないかと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

小野寺事務局長 名誉会長並びに顧問制度は、今回初めて定款案の中に出てくるものですが、具体的な議決であるとか、私共の経営等に対して直接影響力を持つ立場ではなく、それぞれお持ちの見識を、経営に効果が上がるような形で特に相談したい事項があれば、この方達に意見を頂くというもので、私共の団体経営そのものに直接影響があるものではないということ、合わせて今までのご経験等から役に立つ意見等を、頂ければということで設けるもので、今後この財団がよりいい方向に進むためには必要な制度だと、私共は認識しているものでございます。

雨宮評議員 特別、あえて反対するまでもないのですが、財団は確かに規模が大きくなりますけれど、理事や評議員の皆さんの中でも十分に見識を持たれた方がいらっしゃる訳ですから、その中で議論をして頂ければ、もちろんこの方々が、人材的に反対だという意味ではなくて、十分に理事会、評議員会で運営できるのではないかと思いますので、意見を述べさせて頂きました。

江口議長 他にご質問、ご意見ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

江口議長 では、お諮りします。

諮問第12号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 異議なしと認め、諮問第12号の顧問の選任は原案どおり決定致します。

次に、諮問第13号の定款(案)について事務局の説明を受けます。お願いします。

小野寺事務局長 それでは、諮問第13号、公益財団法人新宿未来創造財団定款(案)についてご説明をさせていただきます。

まず説明に入る前に、この名称がどのような形で決められてきたかについて、かいつまんでご説明させていただきます。先程ご説明致しましたが、私共新宿区生涯学習財団と新宿文化・国際交流財団が統合し、新たな公益財団法人として来年度から出発する予定でございます。その関係上新しい団体はどういう名称によってその内容を表現し、区民の皆様親しんで頂けるのかという観点から、みずほ情報総研に新名称の選定、決定等の委託を行い、作業を進めてきたところです。

検討委員会は学識経験者や弁理士等多様な人材5名の委員で編成されております。この中で、最終的に9月26日にこの候補を選定するに当たり、新しい財団名称については、言葉の寄せ集めによって余り長くないこと、新たに出発する財団であるから個性的な名称であること、あるいは便益が伝わること、幅広い世代に受け入れられるものであること、こういう観点から候補名について絞り込み等をして頂いたところです。新しい財団の抱える事業につきましては、事業が多様であることや、地域との関連、気づきや出会いという、新宿というオリジンを表することが重要等の議論がなされた結果、7つの案について順番をつけて提案を受けたところです。

この提案を受けた名称につき、現在理事会の役職員である者が4名集まり、この提案をどう受けとめるかということで最終的な選定作業を行いましたところ、第1番目に推薦されてきました「新宿未来創造財団」を、採用しようということにしたものです。

なお参考までに上位3番までの推薦の候補名は、「新宿未来創造財団」を始め「新宿文化創造財団」、「新宿文化学び財団」がございました。これらの中で新しく出発し、担当する業務の広さ等から考えて第1に推薦されたものが、適当であろうということで決定をしたものでございます。

資料内容についての説明省略

江口議長 説明は終わりました。ご意見、ご質問のある方はお願い致します。

赤羽評議員 赤羽でございます。

定款の第2条に事務所という項目がありまして、普通、主たる事務所を東京都新宿区

に置くということは、大体普通の一般の常識で言うと新宿区でよろしいんですかね。
その下の何丁目何番地とかいうことは書かないのですか。

小野寺事務局長 当初はここを主たる事務所と考えておりましたので、今までどおり地
番号まで書いて都の窓口の方と調整をしてきた訳ですが、そこも住所地までは必要な
いというご指導を受けましたので、町名、地番等については割愛させていただきます。

赤羽評議員 今回の統合の中で、どこに事務局があるかというのが、普通の一般区民か
らしてみると非常に大きな関心事でありまして、小野寺事務局長が、先程ここを事務
局に据えると言ったことで私も理解したのですが、本当は定款なんていうのは情報公
開されて、一番先に一般の人の目に触れる部分ですよ。だから、役所はそう言うか
もしれないけれども、実質的にはどこが中心になるのかということが、本当は明示さ
れた方が、特に後の第19号議案の組織規程でいくと、どこに事務局があってもおかし
くないけれども、他に事務局が明示してあるものがどこの案にも載っていませんから、
例えばこの中で住所地をはっきりさせておかないと、一般の区民が、どこに事務局
があるのかということがわかりづらいですよ。

だからその辺は、例えばこういう公益法人の審査といった部分では確かにそうかし
れませんが、区民への情報公開からしてみると、事務局の場所はお知らせしてあげた
方が本当は親切、もちろん私も普通は住所地といって何番地なんて書かなくてもいい
のかと思いますけれども、今回の場合に限り、そういうことも合わせておいた方が、
後々のことを思った時にはよろしいんじゃないかなと思ったのですが、どうですか。

小野寺事務局長 はい、そうですね。そうだと思いますので、私共としては、こういう
指導ですので定款そのものはこのようになったとしましても、区民の皆さんに情報提
供するときには、事務所の所在地あるいはこの組織が、どこにあるかということにつ
いても、きちんと分かるように表示した上で、情報の提供をしていきたいと思いを
ます。

江口議長 よろしゅうございますか。

赤羽評議員 はい。

江口議長 他にございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

江口議長 では、ご発言がなければ質疑を終了致します。

これから議決を行いますが、先程局長から説明がありましたように、定款・各種規程
及び公益認定申請書類等につきましては、現在も東京都と調整を行っている状況で
すので、今後軽微な表現等の修正が生ずる可能性もございます。修正が生じた場合には、
その修正を理事長に一任することでご了承頂きたくお願い致します。よろしゅうござ
いますね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

江口議長 それでは、諮問第13号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 では、評議員現在数の3分の2以上の賛成があると認め、諮問第13号の定款(案)は原案どおり決定致します。

次に、諮問第14号の倫理規程(案)について事務局の説明を受けます。

資料内容についての説明省略

江口議長 説明は終わりました。ご意見、ご質問のある方はどうぞお願い致します。

小菅評議員 大変崇高な倫理規程で大変結構だと思いますが、この倫理規程の公開といいましょうか、発信といいましょうか、どのような利活用ができるのか。具体的に区民に公開できるのか。あるいは職員にどういう提示ができるのか。今考えている範囲内で結構ですから、どんな倫理規程を利活用するのか、わかる範囲で教えてください。諏訪事務局次長 事務局次長です。

定款及び規程につきましては、すべて区民に公開する予定でございます。また、もちろん今までもこのような形で職務に当たってきたものではございますが、このような形で全職員が職務に当たるということを明らかにすると、職員自身が自覚を持つという意味でも今回この定款をまとめた訳でございます。

小菅評議員 ありがとうございます。

江口議長 よろしゅうございますか。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 ご発言がなければ質疑を終了致します。

諮問第14号につきましても、先程お願いしましたように修正が生じた場合には、その修正を理事長に一任することをご了承頂きたくお願い致します。

それでは、諮問第14号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 ありがとうございます。異議なしと認め、諮問第14号の倫理規程(案)は原案どおり決定致します。

次に、諮問第15号の評議員会運営規程(案)について、事務局の説明を受けます。

資料内容についての説明省略

江口議長 説明は終わりました。ご意見、ご質問のある方はお願い致します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 特にご発言がなければ質疑を終了致します。

諮問第15号につきましても、前の諮問と同じように修正が生じた場合には、その修正を理事長に一任することをご了承頂きたいと思っております。

それでは、諮問第15号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 ありがとうございます。異議なしと認め、諮問第15号の評議員会運営規程(案)については原案どおり決定致します。

次に、諮問第16号の理事会運営規程(案)について事務局の説明を受けます。

お願いします。

資料内容についての説明省略

江口議長 説明は終わりました。ご意見、ご質問のある方はお願い致します。

久保評議員 この運営規程の第15条の権限、それから、16条の決議事項を見ますと、この財団の執行機関だと思いますが、そう捉えていいですか。

小野寺事務局長 そのとおりです。

久保評議員 戻ってこの財団の定款の目的及び、4条の事業に触れて質問をしますけれども、目的の中に「地域コミュニティにおける人々の交流を活性化し」とあります。そして、事業の4条の4のところ「次代を担う児童や青少年の育成」というのがあって、その次の7番目には「地域社会の健全な発展の促進」とあります。

こういう目的に沿って執行機関である理事会が運営、活動していくのだと思えますけれども、そういう観点から一つ伺いしておきたいのは、先程諮問9号で決められた理事12名、この12名の方の平均年齢というのはどのぐらいかわかりますか。

江口議長 事務局、わかりますか。

小野寺事務局長 申し訳ございません。現在年齢の関係の資料は持ってありませんが、私共と致しましては、体力、能力ともによく活動される方、活動できる方ということでのバランス等については、十分考えさせて頂いたものと考えてございます。

久保評議員 先程触れた目的の「地域コミュニティにおける人々の交流を活性化し」と、つまり「地域コミュニティにおける人々」、それはいろいろな階層の人々と読んでいいと思うんです。そして、こういう生涯財団の運営の趣旨からしても、やはり年齢的

に幅広く青・中・壮とできる限り高齢者も、そして、青年代表もいる。そして、その間の中間の人達もいるというように理事を決めていくのが、法律上の問題、規則の問題以前として大切だと思います。

それで聞いたのですが、名前だけ見ますとどう考えても僕の感じでは高齢者ばかり集まっている気がします。少なくとも30代、40代の人がいるんですかと聞いたかったです。

小野寺事務局長 30代の方はいらっしゃいませんが、間もなく50かもしれません、50前後の方等も意識的にお願いをし、新しく加わって頂いた方もいらっしゃいますし、新宿区内の、久保評議員がおっしゃられたように、いろいろな階層についてきちんとした見識を持っている方、バランスよく経営ができるという形で選ばせて頂いたつもりでありますので、趣旨であるコミュニティとか地域社会というところについて、きちんと見られる方によって構成されているものだと、私共としては考えております。

久保評議員 最後にします。

そういうお答えが来るとはもう想像していましたが、何故ここで問題にしたかという、9号で問題にすると12名に対して異議があるように聞こえるから、だからここはやめて賛成したんですが、ここで質問したのは、将来やはり若い層、中年層、高齢層と、バランスを考えて運営して頂きたいという希望です。

小野寺事務局長 はい。

江口議長 では、事務局の方は、意向を十分今後生かすように検討してみてください。

小野寺事務局長 はい。

江口議長 他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 ご発言がなければ質疑を終了致します。

諮問第16号につきましても、修正が生じた場合には、その修正を理事長に一任することをご了承頂きたくお願い致します。

それでは、諮問第16号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 ありがとうございます。異議なしと認め、諮問第16号の理事会運営規程(案)について原案どおり決定致します。

次に、諮問第17号の役員等の報酬及び費用に関する規程(案)について事務局の説明を受けます。お願いします。

資料内容についての説明省略

江口議長 説明は終わりました。ご意見、ご質問のある方はどうぞお願いします。

特にご発言がないようですので、質疑を終了致します。

諮問第17号につきましても、軽微な修正が生じた場合には、その修正を理事長に一任することをご了承頂きたく考えております。

それでは、諮問第17号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 異議なしと認め、諮問第17号の役員等の報酬及び費用に関する規程(案)について原案どおり決定致します。

次に、諮問第18号の評議員選定委員会運営規程(案)について事務局の説明を受けます。

資料内容についての説明省略

江口議長 説明は終わりました。ご意見、ご質問のある方はお願い致します。

特にご発言がなければ質疑を終了致します。

諮問第18号につきましても、修正が生じた場合には、その修正を理事長に一任することをご了承頂きたく考えております。

それでは、諮問第18号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 異議なしと認め、諮問第18号の評議員選定委員会運営規程(案)について原案どおり決定致します。

次に、諮問第19号の組織規程(案)について事務局の説明を受けます。

資料内容についての説明省略

江口議長 説明は終わりました。ご意見、ご質問のある方はお願い致します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 特にご発言がなければ質疑を終了致します。

諮問第19号につきましても、修正が生じた場合には、その修正を理事長に一任することをご了承頂きたくお願い致します。

それでは、諮問第19号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 異議なしと認め、諮問第19号の組織規程(案)について原案どおり決定致し

ます。

次に、諮問第20号の監事監査規程（案）について事務局の説明を受けます。

資料内容についての説明省略

江口議長 説明は終わりました。ご意見、ご質問のある方はお願い致します。

赤羽評議員 この監事のお1人に教育委員会の事務局次長さんが入っていらっしゃるんですけど、これは例えばお立場的な中で、制約という言い方は変ですけども、あると思うんですが。他の方達は民間の方だからいいと思いますが、監事の立場が重くなるということで、こういう役職の方を充てた理由というか、あと今申し上げました、逆に言えばそういう役職のことでの制約を、どう解消するかはなかなか難しいと思うんですけども、お考えになっていらっしゃるかということも少しお伺いしたいのですが。

小野寺事務局長 今お話があったような部分が、心理的には働かない、ということになったらそうではないだろうとは思いますが。

ただ監事の役割を見た場合に、今まではどちらかといいますと会計監事と申しましょうか、会計上のプロの方が監事に従事するという形のものが通常でございましたが、今後新たに会計監査人、公認会計士集団を会計監査人として定めている関係上、会計の部分も含めて、財団全体の経営に係る部分について監査を行うという立場でありますし、例えば訴訟提起のような権限を持つ、絶大な権限を持つ組織になる訳です。

一方、監事として会計のみに係わらない、財団の経営全般に対して広く見、指摘事項等があれば文書にまとめて報告書の提出等が義務づけられている訳です。

そうしますと、会計のプロフェッショナルであっても、こういう形で監査報告書を出すということになりますと、やはり事務的に優れた能力を持っている者の配置をしないと、監事全体としての役割が十全なものにならないということも考えられますので、その能力を十分に保有している者も加えて、今まで2名だったところを3名にすることによって、この役割がきちんと果たせるようにと考えたものでございます。

理屈上で言えば、行政のある部局の方であっても、それに左右されることなく監事個人の見識を問われるという立場になりますので、そこはよくバランスをとりながらも、監事としての立場での発言を大いに期待をしたいということから、選任をお願いしたところでございます。

赤羽評議員 今のお答えでよく解ったのですが、例えば今回の選ばれた方は、人の部分で選定されたということで、役職の、次回チェンジするときには、同じ立場の方とは限らないという理解でよろしいんですか。

小野寺事務局長 そのとおりですが、監事につきましても仮に解任をするということになりますと、この規定にありますように簡単に人が入れ替わるということではなく、その役割がきちんと果たせるということで選任をする形になりますので、もちろん替わるということはありませんし、その手続等についても書いてはありますが、その方の役職等が変わられたとしても、この財団の監事として必要であれば継続してその任について欲しいということも、一方ではあるということでございます。

赤羽評議員 わかりました。

江口議長 他にございますか。

久保評議員 実は15のときも、前の質問者と同じ感覚を持ったんです。具体的に言うと執行部である理事の中に教育長並びに教育委員長が入っている。執行部の中にも中心に教育委員会の責任者が2人入っている。そういう執行部の仕事を適正に行えたかという判断をするのはやはり監事、その監事に教育委員会が入っている。これはどんなものかと思いましたが、先程の理由と同じように、ここで言うとまた問題が起きるから、今これに対してのものも出たから、やはり答弁はこの仕事に詳しい人がいいという、僕はだから逆だと思えます。その仕事に詳しいからこそ、つまり親しいからこそ監事の役が務まるんですかと思うので、今の答弁は頂けません。

佐原評議員 関連で。

江口議長 はい。

佐原評議員 今のお話、前者2人の話を含めて教育長、教育委員長、また教育委員会、これは職務指定と受け取っていいのですか。

小野寺事務局長 現職という意味ではそうですが、私共事業全体の中に理事全員の中で目が行き届くという観点から、提案をさせて頂いた訳で、結果として教育委員会の業務も大変間口が広い大変多い事業を担当しておりますので、きちんと仕事ができているかを、経営者の視点から見ていく必要があるということで選んだものでございます。

理屈で申せばその適任者であり、その職に現在ついているからということではなく、その個人が、十分その役割を果たして頂くであろうということで選任をしたというのが、理屈上の選任理由でございます。

久保評議員 もう一度聞くことになるとは思いますけれども、教育委員会の事務局次長は、教育委員長並びに教育長の部下です。部下が監査の立場で、自分の上司に対して健全な監査を行えると思いますか。あくまでもこの次長の上司は、教育委員長並びに教育長です。そういうことから考えたら、区民からこの問題について疑惑を持たれても多分説明できないと思いますよ。

以上です。ただそれまで言ったから、さっきの15でいいですよ。

江口議長 意見として今後十分その趣旨を生かすように運営して頂きたいと思います。
よろしゅうございますか。

小野寺事務局長 はい。

江口議長 では、他にご発言がなければ質疑を終了致します。

諮問第20号につきましても、修正が生じた場合には、その修正を理事長に一任することをご了承頂きたくお願い致します。

それでは、諮問第20号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 異議なしと認め、諮問第20号の監事監査規程(案)について原案どおり決定致します。

次に、諮問第21号の資金運用規程(案)について事務局の説明を受けます。

資料内容についての説明省略

江口議長 説明は終わりました。ご意見、ご質問のある方はお願い致します。

ご発言がなければ質疑を終了致します。

諮問第21号につきましても、修正が生じた場合には、その修正を理事長に一任することをご了承頂きたくお願い致します。

それでは、諮問第21号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 異議なしと認め、諮問第21号の資金運用規程(案)について原案どおり決定致します。

次に、諮問第22号のリスク管理規程(案)について事務局の説明を受けます。

資料内容についての説明省略

江口議長 説明は終わりました。ご意見、ご質問のある方はお願い致します。

ご発言がなければ、質疑を終了致します。

諮問第22号につきましても、修正を生じた場合には、その修正を理事長に一任することをご了承頂きたくお願い致します。

それでは、諮問第22号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 異議なしと認め、諮問第22号のリスク管理規程(案)について原案どおり決定致します。

次に、諮問第23号の経理規程（案）について事務局の説明を受けます。

資料内容についての説明省略

江口議長 説明は終わりました。ご意見、ご質問のある方はお願い致します。

はい、お願いします。

赤羽評議員 1点質問ですけれども、この財務会計は、例えば、今、区の方はいろいろ、いわゆるICTというか、かなり導入してこの数年やっていますけれども、今回のこの新しく流れの中でそうした財務会計システムというようなことというのは、それだけお金があるのかないかわからないんですけれども、どうですか。

小野寺事務局長 実はこの今度の新々公益法人会計基準と申しますのは、一般の企業会計に大変近い内容になっております。後ほど事業計画、予算の方ではその辺の説明をさせていただきますけれども、貸借対照表及び損益計算書によって成り立っているような予算の組み方等もしているもので、財務会計全般が、財務諸表については民間に準じた形になりまして、いわゆる公会計とは大分形の違ったものになってくるという要点です。

従いまして、現在私共の財団並びに文化国際交流財団の方が、それぞれ現在の方式によるシステムによって経理をしている訳ですが、新しい要請に基づいた仕組みに対応できるシステムに変更すべく、既に業者選定等も終わっておりまして、作業に着手しているところでございます。新年度には新々公益法人会計基準に基づいてこの経理を行うという体制を、現在整えるための準備を既に行っているという状況でございます。

赤羽評議員 はい、わかりました。ありがとうございます。

江口議長 他にございませんか。はい、お願いします。

雨宮評議員 11-10の契約のところですが、新宿区においても今入札等の中で低価格入札等の問題が出ていますけれども、今までのそういう点については、ここでは指名競争入札参加者は、信用実績等を勘案の上理事長が指名すると、こういうふうになっていますね。この辺は何か入札のランクなりそういうものは、財団としては何かあるのでしょうか。

小野寺事務局長 このランク等につきましては、区の方が作成しているものについても参考にはさせていただきます。あとは指名競争入札の一類型だと言われてはいますが、広く一般の方が参加できるような仕組みもできるだけ取り入れようということで、受注希望型入札制度であるとか、こういうものも既に取り入れているところで、機会の均等という点については、今後とも留意しながら廉価で質のいいものの調達について心掛

けていきたいと思っております。

江口議長 よろしゅうございますか。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 ご発言がなければ、質疑を終了致します。

諮問第23号につきましても、修正が生じた場合には、その修正を理事長に一任することをご了承頂きたく考えます。

それでは、諮問第23号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 異議なしと認め、諮問第23号の経理規程(案)について原案どおり決定致します。

次に、諮問第24号の情報公開規程(案)について事務局の説明を受けます。

資料内容についての説明省略

江口議長 説明は終わりました。ご意見、ご質問のある方はお願い致します。

ご発言がなければ、質疑を終了致します。

諮問第24号につきましても、修正が生じた場合には、その修正を理事長に一任することをご了承頂きたくお願い致します。

それでは、諮問第24号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 異議なしと認め、諮問第24号の情報公開規程(案)について原案どおり決定致します。

次に、諮問第25号の個人情報保護規程(案)について事務局の説明を受けます。

資料内容についての説明省略

江口議長 説明は終わりました。ご意見、ご質問のある方はお願い致します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 特にないようですので、質疑を終了致します。

諮問第25号につきましても、修正が生じた場合には、その修正を理事長に一任することをご了承頂きたくお願い致します。

それでは、諮問第25号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 異議なしと認め、諮問第25号の個人情報保護規程(案)について原案どおり

決定致します。

次に、諮問第26号の特定費用準備資金等取扱規定（案）について事務局の説明を受けます。

資料内容についての説明省略

江口議長 説明は終わりました。ご意見、ご質問のある方はお願い致します。

特にご発言がなければ、質疑を終了致します。

諮問第26号につきましても、修正が生じた場合には、その修正を理事長に一任することをご了承頂きたく考えております。

それでは、諮問第26号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

江口議長 異議なしと認め、諮問第26号の特定費用準備資金等取扱規程（案）について原案どおり決定致します。

次に、諮問第27号の基本財産（案）について事務局の説明を受けます。

資料内容についての説明省略

江口議長 説明は終わりました。ご意見、ご質問のある方はお願い致します。

特にないようですので、質疑を終了致します。

諮問第27号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

江口議長 異議なしと認め、諮問第27号の基本財産（案）について原案どおり決定致します。

次に、諮問第28号の経営計画（案）について事務局の説明を受けます。お願い致します。
資料内容についての説明省略

江口議長 説明は終わりました。ご意見、ご質問のある方はお願い致します。よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

江口議長 ご発言がなければ質疑を終了致します。

諮問第28号につきましても、修正が生じた場合には、その修正を理事長に一任することをご了承頂きたく考えております。

それでは、諮問第28号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 ありがとうございます。異議なしと認め、諮問第28号の経営計画(案)について原案どおり決定致します。

次に、諮問第29号の事業計画(案)及び諮問第30号の収支予算書(案)につきまして、一括して事務局の説明を受けます。お願いします。

資料内容についての説明省略

江口議長 説明は終わりました。ご質問、ご意見のある方はお願い致します。どうぞ。

大浦評議員 これは事業が大分多いですけども、この事業につきましては一般から募集するのか、あるいは財団から御用聞きみたいにしていくのかどっちかということ、もう一つ、さっき地区協議会云々と言われましたよね。僕は久保地区の地区協議会の長をやっていますけれども、どのような具体的な連携をとるということでしょうか。

諏訪事務局次長 事務局次長でございます。

まず事業の内容ですけども、その事業によって一般から例えば民間連携事業などは、一般から募集をするという形で、皆さんからご提案頂いた事業を実施する場合もございます。

更に地域との連携の中では、私共の方の地区担当等が地域の方とお話をした上で、どのような事業をするかというのを決めていくという形になろうかと思えます。それとはまた別に、私共の方で企画させて頂く事業もあるということでございます。

地区協議会の方は、学芸課の方から説明致します。

鈴木学芸課長 学芸課長でございます。

地区協議会等との連携事業ですが、既に一昨年度から始めているもので、具体的には例えば四谷、それから、榎、早稲田等の地区協議会の方々と、地域の歴史文化の、要するに史跡めぐりや文化めぐりができるようなマップをつくるか、他のところでは、地域の写真展を行うとか、現在も作業中のものですけども、早稲田地区の方の榎町のものができましたし、それから、現在調整しておりますのは、戸塚の特別出張所が、今度新しく地域センターができる訳ですが、それに合わせるような形で写真展の開催と、やはりまち歩きの地図をつくる。これはあくまでも地区協の方々、要するに地元の方々がどういうものをつくりたいのか、こういった魅力をそこから見つけたいのかというのを話し頂いて、アドバイスみたいな形で私共の博物館の職員が、一緒にいろいろ協議をさせて頂いてつくり上げていくというものでございます。

大浦評議員 じゃ、大久保はまだですね。

鈴木学芸課長 はい、これからでございます。よろしくお願い致します。

大浦評議員 わかりました。いいです。

江口議長 他にございませんか。どうぞ。

久保評議員 すごくご苦労さんでした。長い説明で、それだけに頭がこんなになってしまった。

事業計画というのはここで審議するのですが、区議会では全く予算委員会みたいなものですから、一様に大事なことだと思うのですが、それで数点お伺いしますけれども、この項の14ページと15ページに両方の頭のところに、「『江戸城外堀』の普及啓発を21年度までの受託事業から、補助事業への移管を行う」と、同じ文言があるんですけど、受託事業から補助事業への移管の目的は何なのか。そして、メリット、デメリットは何なのかということをお聞かせ頂きたいのですが。

鈴木学芸課長 学芸課長でございます。

今年度江戸城外堀跡、ご存じのように江戸城外堀跡の保存計画というものが、新宿区、港区、それから千代田区との3区との共同作業で策定されまして、今年度からその普及啓発活動というものを、受託事業として私共の博物館、財団でやっているものでございます。

受託事業から補助事業への移管ですが、補助事業とすることで、例えば財団としての収益も含めてなんですけれども、より魅力の強いものを、いろいろな博物館及び財団で様々な歴史探訪等もやっておりますので、そういう様々な事業とうまく連携をとって事業展開をしていきたいと、そういうことから、是非受託事業ではなくて補助事業ということで展開させて欲しいということ、文化国際観光課の方と協議させて頂いた結果、一応こういう形でいいのではないかと内諾を頂いているということでございます。

久保評議員 目的はわかりましたけれども、簡単に言って受託事業というのは、内容は何か。そして、補助事業というのは、内容は何か。

小野寺事務局長 性格は多少変わってきますけれども、大雑把に言いますと、受託事業につきましては実施事業の内容、規模、制度等について、すべて区が持っている基準、決まり事をもって請け負うという形になります。

補助事業になりますと、それに財団の特性を生かして、区の方で決めた枠外の部分との例えば連携であるとか、別の要素を取り入れて実施するということについては、目的そのものを失わない限り、財団の工夫に任せるという形で運営することになってまいりますので、現場に近い声を反映させながら現実的な形で事業を起こせるという

形に変わってきますので、そういう意味では、区で決めたとおりというところでなくてその枠を超えて行えるという点では、補助事業になるメリットは大変大きいと考えているところです。

久保評議員 そうすると、区からの受託事業、区からお金が出る補助、それを財団が独自で咀嚼して事業を展開するととればいいんですか。

小野寺事務局長 そうですね。基本的にはそういうことでございます。

久保評議員 ありがとうございます。

次は69ページですけれども、この最初に、「文化観光国際課所管事業より補助事業として移管」という内容を教えてください。次長。

諏訪事務局次長 はい。

久保評議員 要するに今までは観光国際課がやっていたけれども、今度お金を……

諏訪事務局次長 受託しておりました。受託につきましては各所管がはっきりしておりますので、文化観光国際課に予算がついており、それが委託費料として私共が頂くという形ですが、補助事業として実施される場合は、地域文化部の外郭団体の補助金として来るということでございます。文章としては少しわかりにくいかと思えます。申し訳ございません。

久保評議員 ありがとうございます。

それから、3番目ですけれども、友好都市との交流というのが結構細かく載っていますけれども、友好都市等というのは、「等」というのは何ですか。

小野寺事務局長 友好都市の「等」のところですが、例えば友好都市が提携をして、きちんとした自治体の中でそういうことをやっている訳です。そうではなくて私共にゆかりがある、歴史であるとか文化であるとか他の自治体がいらっしゃるんです。例えば最近ですと和歌山県の熊野神社の関係で、鈴木氏の関係で繋がっているとか、あるいは前橋の方で関孝和との関係で繋がっているとかということもございますので、そういうところも大切に「等」の中でおつき合いをしていきたいと考えております。

久保評議員 よくわかりました。それで、こちらは友好都市との交流でやるんでしょう。友好都市提携の事業はあくまで区別と、こういうふうにとればいいんですね。

小野寺事務局長 いえ、そうではなく、私共が所管は区でございますけれども、個々の場面でそういう事業を私共がお任せ頂いている部分がございます。例えば伊那市との旧高遠との関係でということになりますと、民踊連盟の方を派遣したり、あるいは中学生を夏季の期間……。

久保評議員 事務局長は質問を、僕の言い方が悪いんだか違って捉えていると思うんだけど、僕はズーっと一番近い国の韓国と提携をすべきだということ、もうここ

十五、六年言い続けてきているんだけれども、なかなかやらない。そういう提携を結ぶという仕事はあくまで区で、こちらは提携した都市との交流ということになっているんですか。

小野寺事務局長 そのとおりでございます。

久保評議員 わかりました。

江口議長 よろしゅうございますか。

久保評議員 はい。

江口議長 次、どうぞ。

赤羽評議員 2点お伺いします。

この収支予算書を見ていると、結構基本財産の運用益というのが850万と、結構あると思ったんですが、先程お伺いしませんでした。結局基金が5億円ということで、これはあくまでも生涯学習財団の基金をスライドしてということで、考えてみたら文化国際交流財団の方にも基金というのはおありになるんですよね。けれども、その基金は、今回はこちらにプラスにしないで、区にお返しするという事でよろしいんですか。

小野寺事務局長 一応私共の方としましては、それに対しては、文化国際交流財団が来年3月をもって解散するという決議をしておりますので、最終的にその財産をどのような形をもって処理をするのかというのは、これから文化国際交流財団の評議員会、理事会の中で最終的には決定をされるということでございます。

私共が判断をしましたのは、今、区の方の出えん金が5億円、自主的に積み立てたのが2億数千万円ある訳ですが、この基本財産と運用財産をもってすれば、事業計画どおりに行えば区の方の財政的な支援は、毎年行われる運営助成があれば十分やっつけられるという見通しが立ちましたので、新しい財団は基本財産5億円と私共が今まで積み上げた運用財産によって十分賄えると、こういうことでこの予算書をつくったということでございます。

赤羽評議員 でも、私もこれだけの運用益があるんだったら、そんな奥ゆかしいことをおっしゃらずにそちらの分もしっかり頂いて、大事な大きな区民に還元できる法人になる訳ですから、局長の考えがあるんですけれども、それはしっかりまた今後検討して頂いてもいいと思うんですよね。大体そういう流れでもう決まっているんですか。

小野寺事務局長 いえ、来年の3月までは文化国際交流財団は、そのものが存続している訳です。

赤羽評議員 ええ、それ以降の話として。

小野寺事務局長 今の法律で言いますと、現在の財団が現在ある財産を、解散と同時に

どのように整理をするかという決議をするのは今の財団です。私共が決議するのではなくて今の財団が決議するという形になっておりますので、その辺につきましては、思いはあるにしても具体的な発言はできないという立場でございます。

赤羽評議員 わかりました。

もう一点ですけれども、こういった大きな変化のある時だから一言お願いというか、例えば野球場などの料金ですけれども、9年前でしたっけ、いわゆる区政改革プランでかなり料金アップしましたよね。それで、例えば中野区とか、隣地との地域のグラウンドは、新宿区は比較的高目なんですよ。

だからこの際、こういう変化の時に例えばその利用料を、同じならばいいんですけれども、例えば中野区と比べて突出して高いところがあるんだったら、少し見直しをしてもらおうとか、ナイターも10月一杯しか使えないということ承ったこともあるので、こういう時期ですから、温暖化ということになって、だから11月までナイターを使えるとかそういうことも是非この変化の時に、なかなか普段一つの行政のものは変化するのは難しいので、是非こういう大きな変化の時だからこそ、見直しをして頂ければありがたいという声が常日頃あるもので、是非検討して頂ければと思います。

小野寺事務局長 ご要望は受けとめますけれども、いわゆる指定管理施設につきましては、条例の中に料金等も丁寧に全部事細かく書かれておりまして、その条件の中で経営をするというのが指定管理者制度になっております。

従いまして、区の方の制度でそういう弾力的な運用ができるという形になれば、要するに収益と費用の関係で私共は経営していかなければなりません。収益が減って費用は同じということになりますと、財団自身が持ち出しをしなければならぬという形になりまして、これはそれこそ雇用から何から守れないという大変な非常事態を迎えることになるんです。

その要望を、区の方が受けとめて制度として対応するのであれば、私共の方もいろいろな工夫等もできるのではないかと思いますので、そのご意見等については区にきちんと上げた上で、どこまでどう対応が可能なのかにつきまして、話し合いをしていきたいと思っています。

赤羽評議員 はい、よろしくをお願いします。

江口議長 よろしゅうございますか。

赤羽評議員 はい。

小野寺事務局長 はい。

江口議長 他にどうぞ。

佐原評議員 単純な質問で恐縮ですけれども、先程次長の説明の中で、新しいのでも丁

度同じ時期に同じようなフェスティバルとか、レクリエーションとかが続いていたんですけど、今度統合される話をされていたんですけども、幾つぐらいのフェスティバルとかレクリエーション関係を、幾つぐらいに統合していくのか。

諏訪事務局次長 事務局次長です。

別に数を決めている訳ではございませんし、先程計画のところでも申し上げましたけれども、あいフェスタの方につきましては、1週間前後のずれがあるので連携できればいいなということで、これも決まりではないので、今後区の方を含めて話し合いを続けていこうということでございます。

現実的に何かを今すぐ統合して、フェスティバルを何かするとは考えておりませんので、財団と致しましては、4月にレガスマつりというのを実施しておりますが、これは機能統合することによって新宿文化センター等も、連携してやっていきたいとは考えておりますが、その他にマラソンのイベント、秋のスポレクのフェスタ等につきましては、今までどおり、当面平成22年度は実施していきたくて考えております。

佐原評議員 個人的には、シーズンに1週間置きぐらいに催しがあるというのは、恐らく準備するのも大変だろうし、出ていくのも大変だろうと思うので、確かに数が多ければ賑わいがあると思うんですけども、やはりそれだけ人とお金がかかってくると思うので、できれば統合してバーンと花火を打ち上げるようなやり方がいいのかなと私は思っているんですけども、そんなイメージでいくということですか。

小野寺事務局長 できる分野では、今、佐原評議員がおっしゃられたように、可能な限り統合して規模のメリットを生かしていくという経営戦略を、とっていかなければいけないと考えております。

佐原評議員 はい。

江口議長 他にございますか。どうぞ。

雨宮評議員 国政の方は盛んに収益ということを強調されているんですけども、もともと新宿区からの補助金等で運営されている事業であり、やはり区民の皆さんがどれだけスポーツにしても文化にしてもサービスの向上があったのか。また、各それぞれのサークルや団体が自主的な運営をしていく上で、やはり今までそれぞれ取り組んできたと思います。

例えば多文化交流事業にしてみれば64ページに出ていますけれども、利益が上がるようなところではない訳です。しかし、その中でも、こういう全国一外国人の方が多い新宿区での取り組みとしてこの間やってきた中では、それなりの果たしてきた事業だと私は思っているんです。そういう意味ではなかなかこういう収益の上がない、しかし、意味としては非常にある、こういうところについても、収益が上がらないとい

うことを理由に今までの事業が縮小したり、そういうことのないように是非今後してもらいたい。

同時に、先程の説明の中でも109ページの文化センターの事業、今まで文化センターの財団がやってきたいろいろな取り組みがあると思いますけれども、そういう中での事業を、是非独自事業でやっていたことも十分に、そういう人達との吸収合併のような感じにどうしてもなりますので、新たな財団をつくるということで、実質的には今までのこの財団が中心になっていく訳ですけれども、そういう方々の意見も、十分に含めてやって頂ければと思っているんですけれども、その点について聞かせて頂ければと。

小野寺事務局長 今、雨宮評議員のおっしゃいましたように、費用とは要するにお金、財源の問題だけで私共が実施する事業を見てはいけないというのは、全くそのとおりでございます。

大雑把に申しますと、この事業計画の中で22年度に係る経費全体を見ますと、約25億円です。そのうち実際に指定管理の事業も含めてみましても、實際上、要するに実質収支で見ますと収入というのは5億円ぐらいなものです。

ですから公的資金は、大雑把に見て20億ぐらいはこの事業のために入っているということなので、私共が収益、支出と費用のバランスを、収入と費用のバランスを非常に意識していますのは、例えば指定管理ということになりますと、幾らで請け負うかというような契約に基づいて行うものですから、その水準が達成できませんとサービスも削らなければいけない。あるいは人件費を削るために職員の雇用も守れないという事態を招いてしまいますので、これはきちんと経営として当初計画どおりやる。

例えば、自主財源を投入しているもの、これについてはプラスマイナスゼロの水準を維持しようということで、職員には徹底しているところです。簡単に言いますと、それを維持しますと同じだけの事業が、翌年度また起こせるということです。ずっと続けていけるような形で運営をしようということで、プラマイゼロの水準というのは、例えばお年寄りやお子さん向けのものについては、その時点で収支は赤字になりますけれども、一般の方が参加するものについては多少黒字になる。黒字の分でその赤字の分が補填できる水準、これを維持しようということで、単なる売り上げを伸ばそうということでの経営方針を立てている訳では決してないということです。

そういう意味から自主事業と指定管理事業については、きちんと目標値を達成できる経営を行わないと、利用者の皆さんやここで働いている方達にとっても、責任のある経営とは言えないという観点から言っている訳で、決して収益を目的にしてこの全体の事業の枠組みを組んでいる訳ではございませんので、その辺についてはご理解を頂

ければと思います。

雨宮評議員 収益抜きでやれということを行っている訳ではないんですけど、そういう新たな財団がスタートするに当たって、それぞれの違った中で運営されてきているだけに、そういうそれぞれのところからの意見等も組み込んで頂いて、運営を図って頂ければと思っています。

同時にこれは今、新しい財団ができる前に、私達にこういう説明を頂いていますけれども、基本的には新しい財団が来年スタートをしてすぐに新しい評議員会、理事会で、この今の事業説明を私たち頂きましたけれども、この説明があって実際上はスタートすると、こういう流れになる。その辺の流れについて聞かせておいて頂けますか。

小野寺事務局長 実は私共も、この手続について非常に迷ったりした部分がある訳です。新しい法律ができた段階で、主に内閣府の方から発信されている情報の中で、例えば最初の評議員のところについては、新しい法律の根幹を占める部分だということから法律上も規定をされていますし、その運用についても丁寧な解説をなされているところ。

ところが、それ以外の機関については個別の説明はあるけれども、移行する際にどういう手続とどういう決定をするかという部分について、丁寧でない部分がある訳です。

例えば今日の評議員会も、現在の寄附行為に基づき設置された評議員会であると、しかし、22年4月1日に移行することを前提とした議案を、扱わなければいけないという問題にありますように、十分その辺のところまで配慮が行き届かなかったのかという部分もある訳です、制度上の問題で。

そこで今回私共は前段に少しお話をさせて頂きましたが、現在の寄附行為で規定されている要件と新しい定款の中で定めている要件を、同時にクリアするような形で実際には進めていかないと、新年度を迎えた段階で困ることが出てきはしないかと思っていたところ。

従いまして、こういう形で進めておりますが、新しい評議員の方が着任するのは来年の4月1日以降になります。この評議員会や理事会で、今後いろいろなことを決めていった内容につきましては、新しく選ばれた方がまだ着任はしていませんけれども、同質、同量の情報を皆さんにきちんとこちらの方から提供していき、4月の段階ではある程度内容が解っているという状況で着任して頂けるように、最大限の努力をしていきたいと考えております。

小菅評議員 時間もたくさんないので短目に、意見というか要望になるかもしれませんが。

事前に今日の評議員会の資料を、お送り頂きましてありがとうございました。大変な

職員のご努力がよくわかりました。私も就任して何年かになりますけれども、こんな分厚い資料を事前に送付頂きまして、作るのも大変ですけれども、私共も大変時間をかけて読ませて頂きました。前年度に比べまして事業の計画、領域、種目とも大変に増えているということが言える訳です。

そういう意味では、今区長が提唱している協働事業の、最たる形態を踏む新しい財団になってスタートするのではないかと思います。区民にとって大変大きい期待を背負っている割に、一つとしては、2つの財団が、同じくらいと言っても法人の格が違う財団が吸収合併、発展合併をする訳ですから、職員間の融合を具体的に図って頂きたい。これも簡単にはいかないと思いますけれども、お互いにいい点を認め合いながら新しい財団に向けてスタートして頂きたい。従って局長あるいは次長は、そういう職員間の融合ということを私は前提として考えて頂きたいと思います。

2つ目は、今申したように職員の心身の負担というのは大変だろうと思います。そういう意味では人事面とか事業面で初めの年ですから、余り局長、次長の期待に応えて、あるいは区民の期待に応えてということで、職員の皆さんが余りフル回転しなくて、手を抜けというのではなく、ある程度これだけの量をこなすということは大変な負担になると思いますので、健康面に十分留意して心身の過重負担のないように是非局長、次長はコントロールをお願いしたいと、その上で新しい事業を期待していますので、その点はよろしくお願いしたいと思います。

最後にもう一つ、この新宿区生涯学習財団という名称、あるいはレガスという名称は、継承は恐らくしないだろうし、継承しないとすると何か悪用されないか、あるいは法的にこれを使ってはいけないような法的な防御策ができるのかどうか、その点は私も不勉強ですけれども、この新宿区生涯学習財団という名称、レガスという愛称、この辺を今後どう生かすのか、もしわかったらその点を教えて頂きたい。

以上です。時間がないところをすみません。短めで結構です。

小野寺事務局長 いずれも大事なことの指摘だと思います。職員間の融合という問題についてもそのとおりでございまして、それぞれいいところを持っている団体が一緒になる訳ですから、相乗効果を発揮できるような形で事業を行うことが、区民の皆さんに対する私共の責任ということがありますから、それを担当する職員が、そういう立場に立ちきれることが必要だと思っております。

従って、今年度も別組織ではありますが、まず課長会等については、こういう議案等もそうですが、合同課長会ということで、一緒に課長会を行って情報交換を行うということをやっておりますし、この事業計画をつくる際には、それぞれ担当者のレベルから、私も全事業についてすべて説明を受けて、思いも含めて受けとめたつもりでご

ざいますので、それは事業に反映されているだろうと思います。

職員の心身の負担ですが、正直申しまして私も含めて目一杯の状況で、何とか今の要請されていることについて応えようということで、頑張ってきました。大変疲れるとは思いますが、よく仕事をしたという意味では、職員一人一人のこの間得られた成果というのも大変なものがあるだろうと思います。幸いみんな一応健康で現在も仕事をしているところですが、その辺についても必要な配慮をしながら、職員の能力が生かせるような方向で運営をしていきたいと思っています。

小菅評議員 お願いします。

小野寺事務局長 最後3つ目ですけれども、レガスの名称でございますが、これは新宿区の世論調査等も見ましてもレガスという呼称が大変定着をしております。事業にもそういう呼称が随分ついておりまして、私が耳にするところでは、生涯学習財団とか新しい未来財団とかということではなく、区民にとって親しみのある場所、団体としてはレガスじゃないのかという声が大変大きく、多く頂いております。

従いまして、これは大事に継承をしていきたいと考えております。ただ先程ありましたように商標登録みたいな形で、他の人が使えないような形で手続をしているかということになりますと、そういう手続はしておりませんので、単にレガスはこの団体が使っているからいいのであって、他の方が使っても余り意味がないと思っていましたので、いわゆる権利の保存のための手続等は、現在のところ行っていないということです。

小菅評議員 ありがとうございます。

江口議長 他にご質問、ご意見等ございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

江口議長 では、ご発言がなければ質疑を終了致します。

諮問第29号、第30号につきましても、軽微な修正が生じた場合には、その修正を理事長に一任することをご了承頂きたくお願い致します。

それでは、諮問第29号、事業計画(案)について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 異議なしと認め、諮問第29号の事業計画(案)について原案どおり決定致します。

次に、諮問第30号、収支予算書(案)について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 異議なしと認め、諮問第30号の収支予算書（案）について原案どおり決定致します。

では、次に、諮問第31号の公益法人認定書類（案）について事務局の説明を受けます。お願いします。

資料内容についての説明省略

江口議長 説明は終わりました。ご意見、ご質問のある方はお願い致します。

久保評議員 31号の冒頭に、公益法人認定書類（案）についての最後に、「移行認定申請書類にかかる変更が生じた場合には、その修正を理事長に一任する」とありますね。この理事長一任の問題は、9号から31号まで議長が、「意見がない場合は」と言った後で、決定の前に言われた言葉がずっとあるんですね。

それで、僕は議長の揚げ足を取るつもりでは決してないのですが、実は9号から31号の中で、17号議案の諮問と、それから、29号議案の諮問の事業計画、この2つだけは「軽微な修正がある場合は、理事長に一任」と言われた。特別意味がありますか。17号と、それから、29号についてだけ、「軽微な修正がある場合には、理事長に一任」と言われたんですよ。意味があるのかどうか。

諏訪事務局次長 事務局次長でございます。

基本的にはすべて軽微な修正と考えておりまして、ないことを願いますけれども、大きな修正があった場合は、再度理事会等の決定を受けなければいけないと考えております。

ただ定款や規程につきましては、てにをはの軽微なところと、それから、表現についてかなり東京都の方で指摘をされる場合が多いので、表現等についても、意味の内容が変わらない場合は軽微な修正として、表現等の変更についても、一任できるものにつきましてはお願いを申し上げたいということでございます。

久保評議員 実はその軽微な修正というのは、軽微というのはどこからどこまでを指すのかという問題と、それから、それがなくただ修正を理事長に一任とした場合に、もっと大きな問題に遭遇する。

定款の変更については評議員会の権限です。評議員会が定款の変更をすることはできる。承認することはできる。ですからこの9号から31号の中の定款を除いたら、すべて定款にかかわる諮問だと思う。そこで単なる修正は理事長一任であつたら、まるっきり評議員会は要らない。

だから、軽微なという意味が入るのだろうと思うんですね。それでなければいけな

いとも思うし、その場合にやはり軽微とは何かということだけは、事務局の方で一定の見解を持っていた方が、後で区民からおかしいと言われた時に乗り越えられると思うので、そういうことを言いたかっただけで、わかりますか。

小野寺事務局長 ええ、わかります。当然ここは諮問機関でございますから、ここでの意見をきちんと受けた上で、理事会もそのまま伝えていきたいと思えますし、ましてや今後は定款等の変更その他については、評議員会の決定権限ということがありますので、本来根幹にかかわる部分を理事長が任せられるということは、当然無効になりますので、そういう通常考えるべきことについて、十分考慮した上での範囲内ということと考えております。

あとは、軽微というのはどの範囲まで言うのかという問題も、当然議論になるところでしたので、私も定款の事業のところでは、例えばガイドライン上で17の事業が書いていますが、17の事業では表現し切れないという事業があるために私共はそういう表現を使ったと、ただ審査をする側は私共の定款に定めた9号事業の表現が、これとこれは一緒につけてやることにより、内閣府が示しているガイドラインに適合するからそのように変えなさいと言われた時に、例えば9号事業が8号事業になって、事業の中身は全然変わらないのに、号数を1つ削って2つのものを1つにしたというのが、これは根幹に係わるからだめということではなく、実質的な内容が大きく変わらない限りは、軽微な変更としてご承認を頂ければというつもりでご説明をさせて頂いたところですが、今、久保評議員の言われていることについてはもっともだと思えますし、きちんと受けとめて、仮にもここの評議員会での諮問に対する意見その他について、ないがしろにすることがないように心していきたいと思えます。

久保評議員 その点はよくわかりました。

あと1点あるんですけど、それはこの9号から31号までの諮問の中に、大体最後の部分に改廃の問題が出ているんですよ。それが3種類ある。1つは評議員会の決議に基づいて改廃を審議する、その次は理事会の決議に基づいて改定の審議をする。そして、もう一つ、これは3つあるんですよ。

小野寺事務局長 それと監事があります。

久保評議員 そうそう、監事会、改廃が監事会であったり評議員会であったり理事会であったりする、それを一つ一つの説明をしてくださいではないです。一般論としてこの3つの機関の改廃権限というのは、一体どこにどういう違いがあるのかと、これは理事会です、これは評議員会です、これは監事ですと、わからなくなってしまうよ。

小野寺事務局長 これも少し説明不足だったかもしれませんが、現在の寄附行為で求められている評議員会、理事会、監事等の役割と、今諮問し決定して頂いた定款による

役割等がそれぞれ違っている訳です。

現在の評議員会は、寄附行為に基づく評議員会ということで開いておりますので、寄附行為に基づくものだけでやりますと、新しい定款の部分との係わりがなくなってしまう。新しい定款に係わる部分を決議、決定等をするのが問題ではないかという指摘を受けるおそれがある。

しかし、新しい評議員だけの選任事項については、きちんと丁寧に国の方で定めていたけれども、その他の役職員が移行までの間の必要なこういう事務手続について、どこがどのような権限を行使してやるということがきちんと謳われていないという、大変迷うところが現在の制度上ある訳です。

従いまして、まだ施行はされておりませんが、新しい定款で求められているそれぞれの役割の部分と、今の寄附行為で求められている役割の部分と、両方重なるような形で決めていきたいとやっている訳で、例えば今の例で言いますと、理事会が決定するというものについても、あえてこの評議員会の場に諮問をしたということで、確かに非常に分かり辛い部分ではありますけれども、こういう過渡期にあるということで止むを得ない事情だろうと私共は思ひまして、古いものとこれから来るものが混在した形でご説明した関係上、大変わかりづらい説明で申し訳ございませんが、結果、明後日行われる理事会においても、評議員会の権限で決める部分につきましても、今の理事会の係わりの部分も考慮した上で、すべて議案という形で、提案をさせて頂くという形で進めていきたいと考えているところで、歯切れが悪い説明で大変申し訳ございませんが、そういう事情でございますのでよろしく申し上げます。

久保評議員 ありがとうございます。よく分かったとは言わないけれども、結構です。

江口議長 よろしゅうございますか。

久保評議員 はい。

江口議長 では、質疑を終了致しまして、今ご意見もなされました諮問第31号につきましても、修正が生じた場合には、その修正を理事長に一任するということをご了承頂きたくお願い申し上げます。

それでは、諮問第31号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 異議なしと認め、諮問第31号の公益法人認定書類(案)について原案どおり決定致します。

資料内容についての説明省略

以上が予定されておりました議事でございますが、事務局の方から報告事項があるそうでございますので、お願いします。

小野寺事務局長 つい直前の議論に関係するところでございますが、私共としましては、これから、東京都といたしますか、都は権限を持っておりませんので、そこで設置しております審査会等とのやりとり、動きの中で、今日決定して頂いた内容の中で、軽微とは言えない大きな変更を伴う変更を求められた場合には、再度お諮りする必要があるという認識であります。

その関係上、従前でございますと職員の給与規程を初めとし、12月に予定している評議員会、理事会ではその申請手続が間に合わない場合には、改めて評議員会、理事会にお諮りする必要がある可能性がございます。

皆さん大変お忙しい方ばかりで申し訳ございませんが、来年の4月に何としてでも公益認定を受けるために必要な手続でございますので、その際には大変ご迷惑かとは思いますが、再度招集させていただきますので、ご出席方々よろしくお願ひしたいと、報告事項として申し上げておきたいと思ひます。よろしくお願ひ致します。

江口議長 以上で予定している事項を終了致しますけれども、皆さんの方からこの機会に是非ということがございましたら、時間が大分経過しておりますが、お受け致したいと思ひますが、よろしゅうございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

江口議長 はい。

では、今日は長時間にわたりまして、ご審議頂きましてありがとうございました。

これをもちまして評議員会を終了致します。どうもありがとうございました。